

令和8年度事業計画について

令和7年12月3日、短期入所生活施設（ショートステイ）豊厚園で法人の経営理念である個人の尊厳（個人の人格・人としての権利）に配慮した良質かつ安全・安心なサービスを提供する意に反し、介護職員による身体的虐待行為が発生するという残念な事態となりました。このことにより被害にあわれた利用者様およびご家族様に対し深くお詫び申し上げますとともに、社会福祉法人北海道厚真福祉会の各施設等を利用されている方およびご家族の皆さんにご不安とご心配をおかけしましたことについて重ねて深くお詫び申し上げます。

今回の身体的虐待行為の発生により、介護保険法に基づく「勧告」を北海道から受け、現在、再発防止に向けて全職員が危機感を持ち取り組んでいるところです。

再発防止に向けた取り組みとして、「虐待防止マニュアルの改訂」、「虐待防止に関する研修会の開催」、「職員の事業所間における定期的な人事異動による職場環境の改善」および「見守りカメラの設置」などを実施または実施予定であり、虐待防止の徹底と職場環境の改善に努めてまいります。

さて、介護報酬の改訂および障害福祉サービス等報酬の改定は、通常3年に1度行われ、次回改定は令和9年3月となっていますが、介護人材の確保および非常に高い物価上昇率が続いていることを受けて、国は、令和8年度において期中（臨時）改定を実施するとしています。

介護報酬の期中（臨時）改定では、処遇改善の拡充、生産性向上・ICT・DXの推進及び食費（基準費用額）などを中心に平均で2.03%のプラス改定、障害者福祉サービス等報酬では、処遇改善加算の対象者の拡大や処遇改善加算の上乗せなどが実施される予定となっています。

しかしながら、社会福祉法人の運営に関しては、引き続き物価高騰の長期化や人件費の底上げ、更には不透明な世界情勢の中で非常に厳しい経済状況は変わらないものとなっています。

そのような状況下においても生活環境の向上と職員の働く環境の改善を進めてまいります。

まず、施設の生活環境の改善においては、令和7年度にご承認をいただいた各居室のエアコンの設置を実施し、利用者の皆様の健康に配慮し安全に安心して生活できるよう施設整備を進めてまいります。

法人職員の職員給与については、賞与の改定は人事院勧告に準じて実施したもののベースアップについて収支状況が非常に厳しく見送らざるを得ない状況となっています。今後は、国の処遇改善加算等を活用し、できる限りの賃金上昇を目指してまいります。

人材確保については、令和6年度において、人材紹介会社を通じ職員の確保をしてまいりましたが、充足できた期間は一時的であり、諸事情による退職者や病気休職者が発生し、人員不足が生じている状況となっています。また、職員不足が先ほど申し上げた職員による身体的虐待行為の発生の一要因としても考えられることから適正な職員数の確保に努めるとともに外国人労働者（特定技能職員）の採用も進めてまいります。

令和8年度から厚真町が所管する厚南老人デイサービスセンターの廃止に伴い、あつまデイサービスセンターへ統合されることとなりますが、地域密着型で運営していたあつまデイサービスセンターは、定員の関係で地域密着型を廃止し、通常に通所介護支援事業所として運営を行うことといたします。これにより一人当たり介護報酬は、若干下がる見込みですが、できる限り効率よく事業運営を行い収支改善に取り組んでまいります。

最後に、令和7年度収支は残念ながら大幅な赤字を計上することとなる見込みであり、令和8年度においても収支状況は非常に厳しい状況ではありますが、地域社会から信頼される法人を目指し、より積極的な事業展開を進めるとともに、経営の安定化を図るため、各事業所の利用率向上と一層の経費節減と事務事業の効率化に努めて参ります。

経営理念

社会福祉法人北海道厚真福祉会は、利用者の自己選択と自己決定を尊重し、個人の尊厳（個人の人格・人としての権利）に配慮した良質かつ安全・安心なサービスを提供する社会福祉事業の経営に努めます。

経営の基本

1 利用者の自立支援

利用者一人ひとりの尊厳（個人の人格・人としての権利）を尊重し、利用者や家族が希望するサービスを個々人の障害特性や要介護度に応じて、個別支援計画や施設サービス計画を策定し、これを基本にした専門的な支援を行い、利用者が安全に安心して楽しく生活ができる事業運営を目指します。

2 健全経営の実現

法人の主体性と自立性を高めるとともに、社会規範を遵守し、社会福祉事業の担い手にふさわしい適正な法人運営に努めます。また、予算や事業の重点化及び効率化、並びに収入の確保を進め、安定した経営と活力あふれる経営を目指します。

3 職場環境の充実

北海道厚真福祉会が果たすべき役割についての認識を高め、適正な職員配置、専門的な知識・技術の向上、及び職員待遇の向上に努め、誇りをもって働くことができる魅力ある職場環境を目指します。

4 地域社会への貢献

利用者や家族、厚真町民などに対して、身近にある福祉サービスの要の役割を果たし、地域にとって必要不可欠な存在にふさわしい活動を目指します。

重点目標

1 年間利用者目標

事業所名		定員	延べ利用者目標	平均利用者目標
厚真リハビリセンター	生活介護	50名	12,643名	47名
	施設入所	50名	17,155名	47名
	短期入所	2名	365名	1名
豊厚園	特養	80名	27,375名	75名
	短期入所	7名	1,095名	3名
あつまデイサービスセンター		30名	7,601名	23名
あつま居宅介護支援事業所		—	960名	月80名

2 法人運営

- (1) 社会規範を遵守した効率的かつ効果的な法人・施設運営の推進
- (2) 職員各自の役割と責任に基づいた施設運営、福祉サービスの推進
- (3) 地域における公益的な取組の実施
- (4) 将来の施設運営を担う人材育成のための研修（キャリアパス）等の実施
 - ① 新規採用職員研修、職場内研修、外部研修等の実施
- (5) 職員待遇の改善
 - ① 介護職員等処遇改善手当の継続
 - ② 職員の適正な配置に基づいた介護・支援体制の充実・強化
 - ③ 特定技能制度を活用した外国人労働者の採用
- (6) 予算の適正な執行及び経営の安定化
 - ① 介護報酬、障害福祉サービス等報酬に基づいた予算の編成、執行
 - ② 新施設建設資金借入金の返済計画を踏まえた予算の編成、執行
 - ③ 定員充足率向上の取り組み強化及び各種経費の節減徹底による安定経営
- (7) 新型コロナウイルス感染症対策の強化・徹底継続・感染防護具等の備蓄
- (8) 災害発生時における「介護職員等派遣事業」登録継続
- (9) 災害発生時に備えた飲料水・食料品等の備蓄

3 事業運営

- (1) 施設ごとに利用者に安全・安心なサービスの提供
※ 詳細は、施設ごとの計画書による

(2) 今後の虐待再発防止対策について

- ・ 全職員を対象とした虐待等に関する面談を定期的実施し、不適切なケア（虐待等）の「芽」となる要因を早期に把握し、組織的に改善を図り、具体的な防止策の提案や、現場での気づき（課題）を収集する。
- ・ 日々のヒヤリハット事例や職員面談から得られた「ケアの悩み」「不適切な関わりの予兆」を分析し、これらを未然に防ぐ具体的な手順をマニュアルに反映させるため、虐待対応マニュアルの見直しをする。
- ・ 虐待発生のリスクは、各事業所の環境や利用者の特性、提供するサービス内容によって異なります。法人共通のマニュアルを基本としつつ、各事業所特有の課題や「不適切な関わり」に繋がりにくい具体的な場面を想定したグループワーク等を行うことで、現場に即した実践的な対応力を養うことを目的に虐待対応マニュアルに関する事業所別研修会を開催する。
- ・ 全職員を対象として、外部講師を招聘し虐待防止に関する研修会を開催する。
- ・ 各居室に見守りカメラの設置し、事故の未然防止や、万が一の事態が発生した際の迅速な状況把握、さらには不適切な関わり（虐待等）の抑止に努める。
- ・ 事業所内及び法人事業所間の定期的な人事異動の実施し、同一現場の固定化による「慣れ」や「密室化」を防ぎ、常に客観的な視点を持ってケアにあたる環境を構築する。

(3) 新型コロナウイルス感染症対策に基づいた外出支援・通院などの調整

(4) 地域の諸団体（他法人、団体、ボランティア等）との連携

(5) 施設の開放や体験学習等による社会福祉事業の啓蒙活動

4 各種委員会

(1) 事故防止委員会

- ① 事故（骨折、転倒、転落、誤薬等）防止対策の実施
- ② 看護職員と介護職員の連携による医療的ケアの実施

(2) 感染症対策委員会

- ① 新型コロナウイルス、インフルエンザ、ノロウイルス等に関する感染予防、蔓延防止対策の徹底
- ② 新型コロナウイルスワクチン・インフルエンザワクチン予防接種の支援
- ③ 新型コロナウイルス感染者発生シミュレーション訓練の実施

(3) 防災対策委員会

- ① 消火・通報・避難、その他必要な訓練等の実施
- ② 救急救命に関する講習の実施

- (4) 苦情解決委員会
 - ① 利用者、家族等からの苦情・相談への適切な対応
- (5) 権利擁護・虐待防止委員会
 - ① 虐待再発防止対策の実施
 - ② 権利擁護及び虐待防止対策の実施
 - ③ 職員の意識に関する調査、職員に対する指導の実施
- (6) 給食運営委員会
 - ① 行事食や季節感に富んだ食事の提供
 - ② 嗜好調査等に基づいた食事の提供
- (7) 特別委員会
 - ① 感染症対策に配慮した法人行事(福祉会祭り等)の企画、実施
 - ② 地域における公益的な取組の実施
- (8) 広報委員会
 - ① 厚真福祉会だよりの発行
 - ② ホームページの管理、運営
- (9) 衛生委員会
 - ① 職員の安全、健康確保の取組み実施
 - ② 職場環境の改善

令和8年度理事会・評議員会開催計画

開催 予定月	区分	主な予定議案
5月	理事会	<ul style="list-style-type: none"> ・令和7年度事業報告及び事業実績報告書の承認 ・令和7年度決算書（計算書類及び財産目録）の承認 ・定時評議員会の日時、場所、議題、及び議案の決定 ・定例報告 ほか
6月	定時評議員会	<ul style="list-style-type: none"> ・令和7年度事業報告及び事業実績報告書の承認 ・令和7年度決算書（計算書類及び財産目録）の承認 ・令和8年度事業計画及び収支予算の報告
8月	理事会	<ul style="list-style-type: none"> ・臨時評議員会の招集 ・定例報告 ほか
11月	理事会 臨時評議員会	<ul style="list-style-type: none"> ・令和8年度上半期事業報告及び事業実績報告 ・令和8年度上半期収支報告 ・定例報告 ほか
3月	理事会	<ul style="list-style-type: none"> ・令和8年度補正予算の承認 ・令和9年度事業計画及び収支予算の承認 ・定例報告 ほか

※ 定例報告：四半期事業報告、理事長及び常務理事職務執行状況、監査報告

令和8年度 厚真リハビリセンター事業計画

事業方針

- 1 障害者支援施設厚真リハビリセンターは、法人の経営理念に基づき、利用者の自己選択と自己決定を尊重し、個人の尊厳に配慮した良質かつ安全・安心なサービスの提供に努めるとともに、健康の維持・増進による入院数減少、日常生活能力の維持・向上による利用者数の増加、日中活動の充実・活性化等の自立支援に努めます。
- 2 身体、知的、精神の三障害、重複障害を持つ利用者の特性に配慮したサービスを提供し、市町村や医療機関、相談支援事業所等の関係機関と連携して近隣地域の受け皿として機能することで利用実績の向上を図り、安定的な施設運営を目指します。
- 3 地域のイベント参加やボランティアの受け入れ等、地域との積極的な関わりにより、利用者の地域生活を目指した社会参加を推進します。
また、利用者の権利擁護や虐待防止に関する体制の強化に努めるため、職員研修等を行っていきます。

重点目標

- 1 権利擁護・虐待防止に関する取り組み
 - (1) 「権利擁護・虐待防止委員会」を核とした組織的監督体制を強化します。年間を通じて職員のセルフチェックや利用者への聞き取り調査を定期的かつ計画的に実施するとともに権利擁護、虐待防止、ハラスメントに関する勉強会等の機会を設け、利用者職員が尊重し合える生活の場を目指します。
 - (2) 新採用職員から管理職まで、それぞれの職位や役割に応じた虐待防止研修を年間計画に基づき実施します。全職員が権利擁護の本質を正しく理解し、高い倫理観と専門的スキルを持ってケアにあたることができるよう、継続的な教育機会を保障し、組織全体の意識底上げを図ります。
 - (3) 定期的な個別面談を通じて、職員が抱える業務上の不安や個人的な悩みを早期に把握します。過度なストレスが虐待の誘因とならないよう、メンタルヘルスクエアを充実させるとともに、現場の声を迅速に経営層へ吸い上げることで、職員が一人で抱え込まない「風通しの良い職場環境」を整備します。
- 2 個別支援計画（ケアプラン）に基づく個々の障害特性に対応した適切なサービスの提供
 - (1) サービス管理責任者が中心となり、意思決定支援に基づいた「個別支援計画」を作成し、利用者のニーズに沿ったサービスの提供に努めます。
 - (2) 利用者の生きがいや楽しみとなるレクリエーションや創作活動等の機会提

供により日中活動支援の充実を図ると共に、健康とADLの維持・向上を目的とした活動支援を行います。

3 利用者と地域を繋ぐ生活支援

- (1) 利用者の地域イベント参加、商業施設等の利用を支援し、外部機関（社会福祉協議会等）と連携して地域住民、団体等が慰問やボランティアに来所する機会を設けることで、利用者が地域の一員として生活していけるよう支援します。
- (2) 地域移行を希望する利用者に対して相談支援事業所等と連携し、アセスメントとエンパワメントの視点を持って地域との関わりや生活していく力を培っていけるよう支援します。

4 健康管理の取り組み

- (1) 年二回の定期健康診断、定期検査（採尿・採血）を実施します。
- (2) 利用者の心身状態の把握と異変の早期発見に努め、必要な対応や受診を迅速に行うことにより、症状の深刻化による長期入院や退所のリスクを軽減できるよう看護、支援に努めます。
- (3) 誤嚥性肺炎の予防のため、口腔ケアと嚥下機能訓練、身体機能低下予防の離床支援等を実施し、誤嚥性肺炎等の入院治療減少を目指します。

5 食事の提供

- (1) 利用者が健康に過ごしていただくための「個別栄養ケア計画」を作成し、栄養マネジメントを実施します。
- (2) 嗜好調査を実施し、利用者の意見や希望等を献立に反映していきます。
また、日中活動の一環として調理レクを実施し、食への満足度の充実を図ります。（4.7.10.11.2.3月に実施予定）
- (3) 季節に合った献立や旬の素材を使った食事を提供し、食生活の充実により満足感のある生活を送って頂けるよう支援します。
- (4) 食事形態を検証し、利用者個々の嚥下状態に合わせ誤嚥予防に努めた食事の提供に努めます。
- (5) 利用者に食事の大切さや栄養に関する興味と知識を持ってもらうため、季節行事献立の由来等を掲示物等により情報提供します。

6 機能訓練の実施

- (1) 利用者の心身の状況に合わせた「個別機能訓練計画」を作成し、身体機能の維持と日常生活能力の向上に繋げるための訓練を実施します。
- (2) 訓練士と生活支援員等で集団リハビリや日中活動を実施し、利用者の活動

性向上に努めます。

7 協力病院・その他の医療機関との連携

- (1) 利用者の急変等による協力病院等の医療機関への受診・入院や往診、迅速な対応と医師等への情報提供に努めます。

8 ヒヤリハット・事故防止の取り組み

- (1) 利用者一人ひとりの心身の状況を的確に把握した支援体制を構築し、事故の未然防止に努めます。
- (2) 事故が発生した場合は、速やかに対応し、その検証結果を職場全体で共有し再発防止に努めます。

9 利用者・家族からの要望、苦情相談等

- (1) 利用者やその家族からの要望や苦情相談等に対し、真摯に受け止め、迅速かつ誠実に対応します。

10 福祉サービス自己評価の実施

- (1) 施設が行う福祉サービスに対する自己評価を行い、改善が必要な項目について迅速かつ適切に改善し、サービスの向上に努めます。

11 職員の知識と技術の向上を図る研修の取り組み

- (1) 職員の資質向上と能力開発を目指すとともに、支援者としての強い使命感を持つ職員の育成を図ることを目的として、職員研修の充実に努めます。
- (2) 災害、感染症対策、権利擁護・虐待防止等に関する必要な研修会を実施します。

令和8年度 豊厚園事業計画

事業方針

特別養護老人ホーム豊厚園は、法人の経営理念に基づき利用者と家族が安心できる安全なサービスを提供するため、日頃からサービス内容を点検し、安定した最良のサービスを提供するとともに地域が必要とする多様なニーズに即したサービスを提供できるよう関係団体と連携を図ります。

また、利用者一人ひとりの権利を尊重することを最優先課題に掲げ、昨年発生した職員による虐待行為を踏まえ不適切なケアを未然に防ぐ体制を再構築するとともに、職員が一人で悩みを抱え込まず、互いに気づきを共有できる専門集団としての再起を図ります。

重点目標

1 権利擁護・虐待防止に関する取り組み

- (1) 「権利擁護・虐待防止委員会」を核とした組織的監督体制を強化します。年間を通じて職員のセルフチェックや利用者への聞き取り調査を定期的かつ計画的に実施するとともに、管理者による内部巡回を徹底し、不適切なケアの芽を早期に摘み取る体制を構築します。
- (2) 新採用職員から管理職まで、それぞれの職位や役割に応じた虐待防止研修を年間計画に基づき実施します。全職員が権利擁護の本質を正しく理解し、高い倫理観と専門的スキルを持ってケアにあたることができるよう、継続的な教育機会を保障し、組織全体の意識底上げを図ります。
- (3) 定期的な個別面談を通じて、職員が抱える業務上の不安や個人的な悩みを早期に把握します。過度なストレスが虐待の誘因とならないよう、メンタルヘルスケアを充実させるとともに、現場の声を迅速に経営層へ吸い上げることで、職員が一人で抱え込まない「風通しの良い職場環境」を整備します。

2 感染防止対策の取り組み

法人内に設置する「感染症対策委員会」と連携し、定期的に事業所内で感染症に関する研修会や予防訓練を実施し感染症対策に努めます。

また、感染症が発生した際にサービス提供を円滑に継続できるよう、平時から体制を整え感染症の拡大防止に努めます。

3 利用者の尊厳と自己決定を尊重したサービスの提供

利用者一人ひとりの人格と自己決定を尊重し、自立支援に資するケアを実践します。

意思表示が困難な方へも、生活歴や家族連携を通じて潜在的な意向を汲み取った最善の支援に努めます。特に食事面では、嗜好調査に基づき個々の好みや「選ぶ楽しみ」を反映させQOLの向上を図ります。常に心身の変化を注視し、状況に応じた柔軟なサービス見直しを行うことで、その人らしい尊厳ある生活を支えます。

4 安心・安全な生活環境の提供

利用者が健康で安定した日常生活を送ることができるよう利用者の健康状態・精神状態を観察し、家族や医療機関と緊密な連携に努めるとともに利用者の体調が急変した場合は、速やかに対応できるよう全職種が利用者個々の情報共有に努めます。

また、利用者が事故に遭遇しないよう施設の構造等を点検し、事故を未然に防ぐよう取り組みます。

5 施設サービス計画書の立案・実践の取り組み

施設サービスの基盤となる施設サービス計画書の立案は、利用者個々の尊厳が保持され、自己決定及び自立支援を基本に多様化するニーズに応えるため専門職が協同で参画し、立案した計画の実践に取り組みます。

6 職員の知識と技術の向上を図る計画的な取り組み

利用者に対して、最良のサービスを提供するため全職員の知識と技術の向上を目的に施設内外の研修に参加し自己研鑽ができる環境を整備します。

7 認知症ケアの実践

認知症に関する先進的な知識を取り入れた介護を実践するため、施設外研修や施設内研修に積極的に参加し知識、実践力の向上に努めます。

また、認知症に伴う周辺症状に対し、介護士・看護師・管理栄養士・訓練士・相談員等の多職種が連携し、ご本人の生活歴や心身の違和感に着目した要因分析を実施し個別性の高いケアに反映させます。

8 地域との活動交流

施設を閉ざされた空間とせず、利用者が地域住民として生活できるよう、季節行事や町内イベントへの積極的な参画を推進します。外部機関（社会福祉協議会等）との緊密な連携により、外出機会の創出や社会参加の場を拡充し、住み慣れた地域との「つながり」を再構築します。

9 利用者・家族からの要望、苦情相談等

誰もが相談しやすい環境を整え、苦情の申し出に対しては、苦情解決体制が速やかに取れるよう対応します。

また、相談・苦情を申し出ることが難しい利用者に対しては、家族と連携し、日頃から意見を聴取するよう努めます。

10 福祉サービス自己評価の実施

日常提供されるサービスに対して、全職員が客観的な視点を持ちサービスの自己評価を実施します。

自己評価の結果を全職員に周知し、改善が必要な項目については、迅速かつ適切に改善しサービス向上に努めます。

11 防災対策への取り組み

防災計画に基づき避難訓練を実施する他、防災意識を高めるため災害関連の基礎的な知識の習得と、事業所に設置されている防災対策備品が十分機能しているかどうかについて、日頃から点検に努めます。

また、災害時には事業が継続的に実施されるよう体制を整えます。

令和8年度 あつまデイサービスセンター事業計画

事業方針

令和8年度から厚南老人デイサービスセンターが廃止となり、利用者の皆さんの多くがあつまデイサービスセンターへ移行することになりました。

これにより、あつまデイサービスセンターは、地域密着型から通常に通所介護支援事業所となり、定員も18名から30名へと変更して運営することになります。

引き続き、あつまデイサービスセンターでは、高齢者がいつまでも安心した生活を送ることができるよう、自立を目的とした個別ケアへの意識を高め、実情に即したサービスを提供し利用者や家族が満足を得られるように支援していきます。

地域や各種団体との交流を通じて、あつまデイサービスセンターを理解してもらい、地域との連携を図っていきます。

また、利用者にとって良質なサービスを提供するためには、家族等と情報交換するほか、全職員が介護の知識と技術を高め専門性のある高度な支援が実践できるよう各種研修等を通じた人材育成に取り組みます。

重点目標

1 通所介護、第1号通所事業の提供

(1) 通所介護計画書及び第1号通所介護計画書の作成並びにサービスの提供

- ① ケアプラン会議の開催（経過状況及び評価検討の実施）
- ② サービス担当者会議等で、必要な情報の収集と提供

(2) 機能訓練による日常生活動作の維持・向上支援

- ① 居宅サービス計画書及び介護予防計画書に基づき実施
- ② 関係機関と連携し個々の機能に応じたサービスを実施
- ③ 介護サービス充実支援事業と連携した機能訓練の実施

(3) 安定的な経営

- ① 厚真町をはじめとする地域住民、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、医療機関等へ空き情報の発信、円滑な利用調整を行うことで利用者増を図ります。
- ② 新たな加算を取得するために必要な体制の構築に努めます。

2 個別ケアへの取り組み

(1) 個別ケア

- ① 利用者を適切に支援することを目的に利用者個々の情報を共有するデイ会議を定期的
に開催します。
- ② 利用者の特性に応じたコミュニケーション技法の統一化を図ります。
- ③ 事業所内で認知症ケアに関する勉強会を開催し、認知症に関する知識の習得に努め
ます。

(2) アクティビティの取り組み

個別の通所介護計画書に基づき、個別又は小集団活動等の機会を提供します。

(3) 満足度調査の実施（2月頃実施予定）

サービス見直しのための検討資料として満足度調査の結果を活用し、ニーズの高いサービスを提供します。

3 健康管理について

(1) 必要に応じて情報を収集（通院、服薬状況、治療経過、自宅環境、記録の整備）し、健康管理に努めます。

(2) 利用日に状態を把握（体調不良変化の確認と対応）し、健康管理に努めます。

(3) 体調急変時に即応できるよう主治医等と協力体制の確保に努めます。

4 事故防止対策について

(1) 事故・ヒヤリハット検討会議

① 事故が発生した場合は、発生原因の究明及び事故対処の行動等について内容を検証します。

② 事故を未然に防ぐため危険箇所等を事前に把握し、定期点検を実施します。

5 感染症対策について

(1) 感染対策委員会の決定事項に基づき感染者情報の報告、感染予防対策、感染拡大防止に努めます。

(2) 職場内研修等を通じて、感染症に対する知識、対応策等の理解を深め、予防、対策強化、衛生管理に努めます。

6 施設内外研修

令和8年度の研修計画に基づき研修会に参加し、職員の知識、技術の向上に努めます。

7 家族との連携

(1) 定期的な情報交換

① 送迎時に利用者の状況について、家族等と情報交換します。

② 家族との情報交換を通じて、職員と家族相互の理解を深めます。

③ 独居利用者については、別居家族等に必要な情報を提供します。

8 関係機関との連携等について

(1) 地域包括支援センター等との連携

① 地域ケア会議等（招集に応じて）へ参加し情報交換等を行います。

- ② 空き情報の発信、円滑な利用調整を行うことで、地域における待機高齢者の解消に繋がります。

9 地域交流

(1) 地域自治体や町内の各種イベントへの積極参加

- ① 地域のイベントやお祭り等に参加することで、利用者の自己実現や社会参加意識を高めます。
- ② 町内の文化祭等で作品を展示することで、利用者の達成感と日々の創作意欲の向上に繋がります。

(2) 各種ボランティア団体、関係事業所との交流活動の推進

- ① 季節行事や定期的なレクリエーションに、地域住民やボランティアを招待することで、利用者と地域の親睦や絆を深めます。
- ② 地域の中学校等からの職場体験の受け入れやこども園等と交流行事を行うことで、世代間交流を促進します。
- ③ 関係事業所と交流活動を通じて、利用者の趣味や特技を活かした活動を行います。

10 外出支援

利用者の意向に沿った外出支援に努めます。

令和8年度 あつま居宅介護支援事業所事業計画

事業方針

- 1 厚真町内における居宅介護支援事業の充実とシェア拡大を進めていきます。
- 2 要介護者等になっても住み慣れた地域で安心して在宅生活の継続ができるよう、また癌終末期においてもその人らしい生活ができるようご本人の思いを重視して支援していきます。
- 3 常に法令を遵守し利用者に公平・適正なサービスを提供することにより自立支援及びご家族の介護負担軽減につながるようにします。新型コロナウイルス等の感染症対策を考慮しながらデイサービスやショートステイ等のサービスを利用できるよう支援していきます。
- 4 地域包括支援センター、医療機関、地域の民生委員等との連携を深め、ご本人、ご家族の相談に乗りながら、より良いサービスが提供できるようにします。特に医療機関との連携においては、退院後の生活がスムーズに進むように対応していきます。
- 5 関係機関・民生委員等や地域の協力者との連携を図り、インフォーマルサービス等の多角的なサービス提供を援助します。

重点目標

- 1 居宅介護支援の充実
要介護者等が住み慣れた地域で、その能力に応じ自立した生活を安全・快適に送れるよう、在宅支援の充実を図ってまいります。
- 2 介護保険サービス事業所、地域包括支援センター、医療機関、地域の民生委員等との連携強化を図り、特に認知症の方の徘徊等については必要に応じて、地域ケア会議への情報提供を行い行政、警察、消防、地域住民とも情報共有し対応していきます。
- 3 研修会への参加
介護支援専門員協会等の開催する研修等に参加することにより常に新しい情報を取り入れ、より良いサービスの提供ができるよう職員の資質向上、自己研鑽に努めます。